

令和6年度（2024年度）  
北海道おといねっふ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項

（令和5年（2023年）10月31日教育長決定）

この要項（以下「おといねっふ一般要項」という。）は、令和6年度（2024年度）の北海道おといねっふ美術工芸高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募 集 人 員

40名（ただし、推薦による入学者を含む。なお、推薦による入学者の範囲は定員の50%程度の数とする。また、道外からの就学は、定員の50%程度の数の範囲内とする。）

## 2 出 願 資 格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「道立一般要項」という。）の「2 出願資格」に準じる。

**【留意事項】**

北海道おといねっふ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項、道立一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 3 出 願 可 能 な 高 等 学 校

出願できる高等学校は、北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則（平成30年音威子府村教育委員会規則第1号）の定めるところによる。

## 4 出 願 可 能 な 学 科

全日制課程 工芸科

## 5 出 願 の 受 付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「5 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

## 6 出 願 の 手 続

### (1) 出 願 者 の 手 続

道立一般要項の「6 出願の手続（1）」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「6 出願の手続（1）」の【留意事項】に準じる。

ただし、ア及びイについては次のとおりとし、オは該当しない。

ア 入学願書

おといねっぴ一般要項で定める入学願書とする。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (1) ア」の【留意事項】に準じる。ただし、1における「学校教育局学力向上推進課」を「音威子府村教育委員会」に読み替えるものとする。また、【留意事項】2 (2)は該当しない。

イ 入学検定料

音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例（昭和58年12月11日条例第12号）に定める金額（2,200円）をゆうちょ銀行払込取扱票により納入し、振替払込請求書兼受領証を入学願書の裏面に貼り付けること。

(2) 中学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続 (2)」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (2) ア及びイ」の【留意事項】に準じる。ただし、「6 出願の手続 (2) ア」の【留意事項】1は該当しない。

(3) 高等学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続 (3)」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (3)」の【留意事項】に準じる。

## 7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

## 8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。  
ただし、「8 出願変更 (1) ア」及び「8 出願変更 (2) ア (イ)」において、本学科に出願を変更するときは、「北海道おといねっぴ美術工芸高等学校通学区域規則〈平成30年音威子府村教育委員会規則第1号〉第4条」が適用される。

## 9 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。  
ただし、「9 学力検査 (5)」の【留意事項】の「2 学力検査の実施 (4)」における「所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長、上川教育局長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長」と読み替えるものとする。

## 10 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じ、令和6年（2024年）3月6日（水）に行う。

## 11 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に準じる。

## 12 委託受検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

## 13 追検査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「13 追検査」の【留意事項】に準じる。  
ただし、【留意事項】における「所轄の教育局」は「音威子府村教育委員会及び上川教育局」と読み替えるものとする。

## 14 入学者の選抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

## 15 合格発表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「15 合格発表」の【留意事項】に準じる。

## 16 合格者の追加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

## 17 第2次募集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。

ただし、「17 第2次募集（6）」における入学願書及び入学検定料については、おといねっぴ一般要項「6 出願の手続（1）」に定めるものとする。

**【留意事項】**

道立一般要項の「17 第2次募集」の【留意事項】に準じる。

## 18 道外からの出願者の手続

道立一般要項の「18 道外からの出願者の手続」は該当しない。出願者については、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則〈平成30年音威子府村教育委員会規則第1号〉第4条が適用される。

**【留意事項】**

- 1 おといねっぷ一般要項の「6 出願の手続」によること。
- 2 道立一般要項の「6 出願の手続 (2) イ」の個人調査書（別記様式3）については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

## 19 学力検査の得点の情報提供

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」の【留意事項】に準じる。

## 20 北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

## 21 そ の 他

道立一般要項の「21 その他」に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

**【留意事項】**

道立一般要項の「21 その他」の【留意事項】に準じる。